

令和6年度定期監査について、横手市長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和6年9月27日

監査報告書に基づき措置を講じた事項

種類 令和6年度 定期監査（第1期）

期間 令和6年4月2日（火）～令和6年7月11日（木）

範囲 令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）における財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況

まちづくり推進部、農林部、商工観光部

課名等		監査の結果（指摘事項）	措置を講じた事項
まちづくり推進部	総合交流促進施設あさくら館	1 財産管理 年度初めから使用する行政財産使用料の調定日が4月1日付となっていない。	マニュアルの修正、整備、調定日の確認を徹底するなどチェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。
	総合交流促進施設旭ふれあい館	1 契約事務 契約事務手続きに不備がある。	自治法、契約規則を確認し適正な事務処理に努める。
農林部	農業振興課	1 契約事務 随意契約の根拠条項を誤っている。	監査後直ちに適正な条項に修正した。 契約手順の再確認を行うとともに、例規確認の徹底とチェック体制の強化を図った。
	農林整備課	1 補助金事務 事業実績報告書において、財政課及び経営企画課への合議を行っていない。 2 財産管理 年度初めから使用する行政財産使用料の調定日が4月1日付となっていない。	1 補助金事務 指摘事項を再確認し、事務決裁規程の順守を徹底する。 2 財産管理 適正な調定日とするようチェック体制を強化し、確認を徹底する。
	食農推進課	1 収入事務 生產品売払収入において、金融機関への納付を公金取扱マニュアルに沿って行っていない。 2 補助金事務 事業実績報告書において、財政課及び経営企画課への合議を行っていない。	1 収入事務 金融機関への納付についてはフォロー体制をつくり、マニュアルに沿った処理を行うよう改善を図った。 2 補助金事務 決裁等を行う業務において、漏れがないかチェックを徹底する。

商 工 観 光 部	商工労働課	<p>1 補助金事務 事業実績報告書において、財政課及び経営企画課への合議を行っていない。</p> <p>2 契約事務 契約書に添付している契約事項の種別を誤っている。</p> <p>3 財産管理 適正な期間内に備品台帳が整備されていない。</p>	<p>1 補助金事務 財政課及び経営企画課への合議を徹底する。</p> <p>2 契約事務 契約の種類を確認を徹底し、正しい契約事項を添付する。</p> <p>3 財産管理 廃棄の決定後、直ちに備品台帳からの削除を徹底する。</p>
	企業誘致課	<p>1 契約事務 予定価格調書が見積書提出日以降に作成されている。</p>	<p>契約事務の流れ及び横手市契約規則を確認し、手順に誤りがないように徹底する。</p>
	観光おもてなし課	<p>1 補助金事務 交付決定において、総務企画部長への合議を行っていない。</p> <p>2 契約事務 随意契約の根拠条項を誤っている。</p> <p>3 財産管理 納期限内に行政財産使用料が納められていない。</p>	<p>1 補助金事務 指摘事項を訂正し、齟齬が生じないよう例規確認の徹底とチェック体制を強化した。</p> <p>2 契約事務 指摘事項を訂正し、齟齬が生じないよう例規確認の徹底とチェック体制を強化した。</p> <p>3 財産管理 納付期限内の納入についてチェック体制を強化した。</p>